

19陳情第74号

改正都市計画法の趣旨にのっとり大型ショッピングセンターイオン誘致計画の中止・抜本見直しを求める陳情

〈陳情趣旨〉

改正都市計画法の施行が11月30日に迫っています。改正都市計画法は全国各地で中心市街地への大型店出店が進み、中心市街地の衰退が止まらないことから、その見直しを目的として行なわれたものです。

政府は、2006年5月都市計画法を一部改定し、床面積一万平方メートル以上の大型店が農地や山林などの都市計画区域外や市街化調整区域、工業地域などに出店するのを規制することを決めました。

法改定は、同年5月31日に公布され、今年11月30日に施行されます。

法の公布以後、施行までは「法の周知期間」でありこの期間に「駆け込み出店」を行なうことは法の趣旨に反する行為であり、好ましい行為ではありません。まして、法を遵守すべき責務を負っている自治体が主導で、本来出店できない用途地域に大型店の出店を誘致することは道義的に絶対に許されないことは明らかです。

以上の理由から、東久留米市が改正都市計画法の趣旨にのっとり、現在の南沢五丁目の旧第一勧銀グラウンド跡地への大型ショッピングセンターイオン誘致計画を中止もしくは抜本見直しを行なうこと強く求めるものです。

〈陳情項目〉

1 イオン誘致計画の中止もしくは、抜本見直しを行なうこと

平成19年8月28日

東久留米市中央町4-8-4

旧第一勧銀グランド跡地利用と環境を考える会

代表 塩田俊朗

東久留米市議会

議長 小山憲一 殿